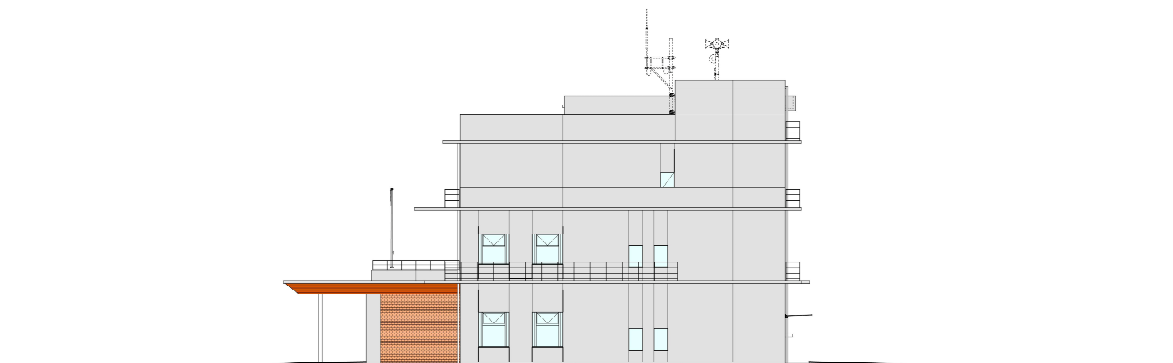
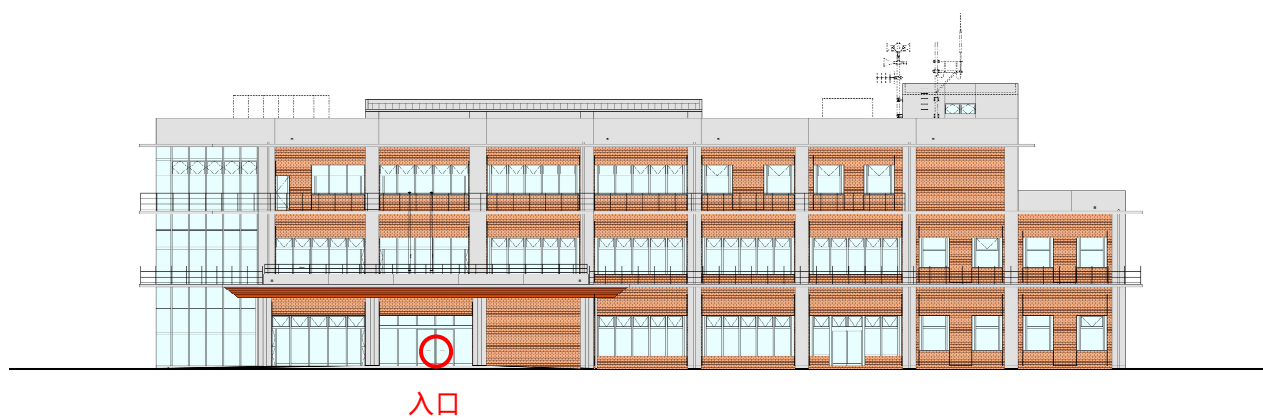


7. 立面图 (南・東)

東側立面图

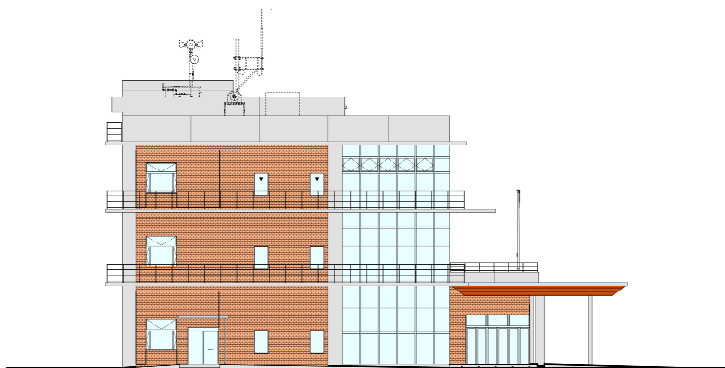


南側立面图



8. 立面图（北・西）

西側立面图



北側立面图



9. 模型写真



10. 構造計画

構造計画

構造計画の基本方針

- ・新庁舎の耐震性目標は、防災拠点施設という用途を考慮し「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成 8 年度版)」による Ⅱ 類とする。
- ・構造種別は鉄筋コンクリート造とする。
- ・骨組み形式は耐震壁付きラーメン構造とする。
防災拠点とされる建物の重要度係数は「1.5」とし、建物は低層で一般的な地震の周期と共振しやすい建物となるため、剛性を高め共振を防ぐ目的でX Y方向ともルート 2 の強度型建物としている。
- ・敷地内のボーリング調査の結果、基礎形式は直接基礎（ラップル地業）とする。
- ・支持層は、設計G L -2.73m ~ 3.24mの砂質頁岩（N 60）とする。
- ・地盤調査より支持地盤を岩盤とし自然地下水は確認されていないことより液状化は発生しない。

構造計画の基本方針

コンクリート

$F_c 27 \text{ N/mm}^2$ （普通）、 $F_c 24 \text{ N/mm}^2$ （普通）

鉄筋

- ・SD295A : D10、D13、D16
- ・SD345 : D19、D22、D25

耐震・災害対策計画

施設の耐震安全性

- ・新庁舎は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、防災拠点となる施設として耐震性能を確保する。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

災害時における主な対策設備

[建築]

- ・1 階交流・情報発信スペース及び待合スペースを開放し、災害時における避難場所として利用できるようにする。
- ・3 階災害対策室と会議室・委員会室との間仕切壁を可動式とし、一室として利用することで、大規模な災害時にも対応できる広さの対策本部とする。

[電気]

- ・発電設備を設置し、停電時において 72 時間の稼働を可能として電気を供給する。
- ・太陽光発電は約 20kW の発電能力とし、通常時の補助電力として利用する。
- ・非常時には、発電設備から重要な執務室に電力を供給する。
- ・受変電設備は非常時において電力が途絶えた場合、外部からの移動電源車による電力供給を受けることが可能。

[機械]

- ・高置水槽を設置し、給水が停止となっても 72 時間程度の給水確保を可能にする。
- ・災害時にも利用できるマンホールトイレを設置する。